

百十四銀行の住宅ローン



地銀協ライフサポート団信制度

団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付団体信用生命保険

「万が一への備え」に、「病気やケガへの備え」を加えて、
お客さまに住宅ローンご返済の安心をお届けします。

死亡 高度障害

死亡または所定の高度障害状態に該当した場合

3大疾病

- がんと診断確定された場合
- 脳卒中・急性心筋こうそくで所定の手術を受けた場合、または所定の状態が60日以上継続した場合

住宅ローン残高が

0円

病気やケガ

病気やケガで所定の就業不能状態が3カ月を超えて継続した場合

毎月の住宅ローン
返済額を保証
(最長9カ月)

所定の就業不能状態が12カ月を超えて継続した場合

住宅ローン残高が

0円

住宅ローン金利 + 年**0.25%**で安心のサポート!!

ご加入について

①加入対象者

新たにご融資を受けられる所定の年齢範囲内の方のうち、生命保険会社が承諾した方がご加入いただけます。ただし、以下に該当する場合は、地銀協ライフサポート団信制度にはご加入いただけません。

- ・がん(悪性しゅよう・肉腫・悪性リンパ腫・白血病・上皮内がん・皮膚がんを含みます)の既往歴のある方
- ・告知日現在、病気またはケガにより休職中・休業中の方

②加入手続き

「申込書兼告知書」をご提出いただけます。なお、借入金額(保険金額)が5,000万円を超える場合には、生命保険会社所定の「専用診断書」をご提出ください。また、告知の内容によっては医師の診断書等を追加してご提出いただくことがあります。

※健康状態によっては、ご加入をお断りする場合もございますのでご了承ください。

保険契約者 一般社団法人全国地方銀行協会

【当行が契約している指定紛争解決機関】

一般社団法人全国銀行協会／連絡先: 全国銀行協会相談室 TEL: 0570-017109または03-5252-3772

◎ローンのお申込みに際しては、当行及び当行指定の保証会社の審査がございます。審査の結果によっては、お申込みをお断りすることがございます。ご了承ください。

◎商品や金利・ローン返済額の試算等についての詳細は、各コンサルティングプラザまたは各営業店窓口までお気軽にお問い合わせください。またお客さまのご要望に応じて「説明書」をお渡しいたします。

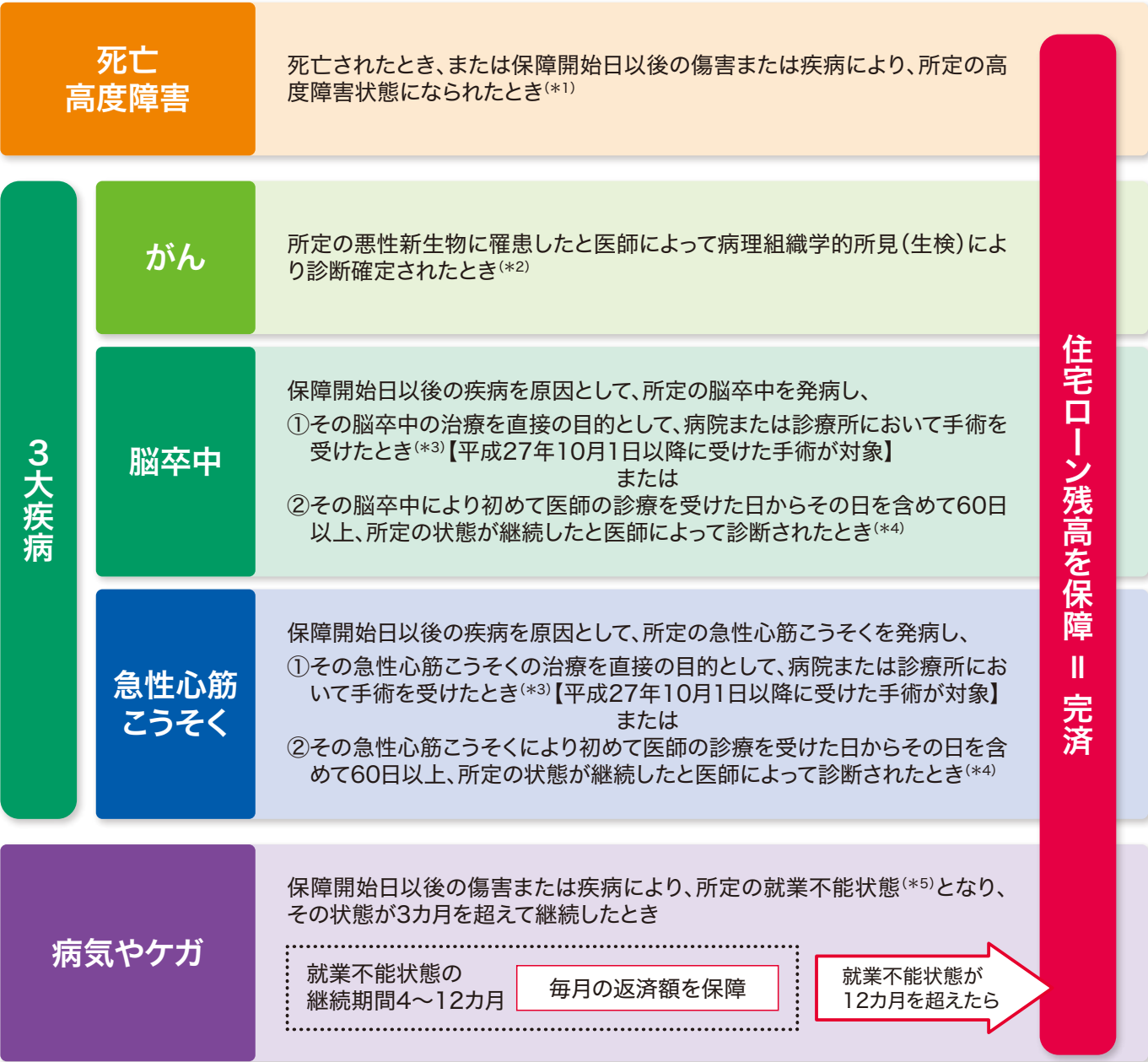


いい出会い ふくらむ未来

百十四銀行

地銀協ライフサポート団信制度の特徴

ご加入者が保険期間中に以下のお支払事由に該当された場合に、保険金等をお支払いし、債務の返済に充当するしくみの団体保険です。

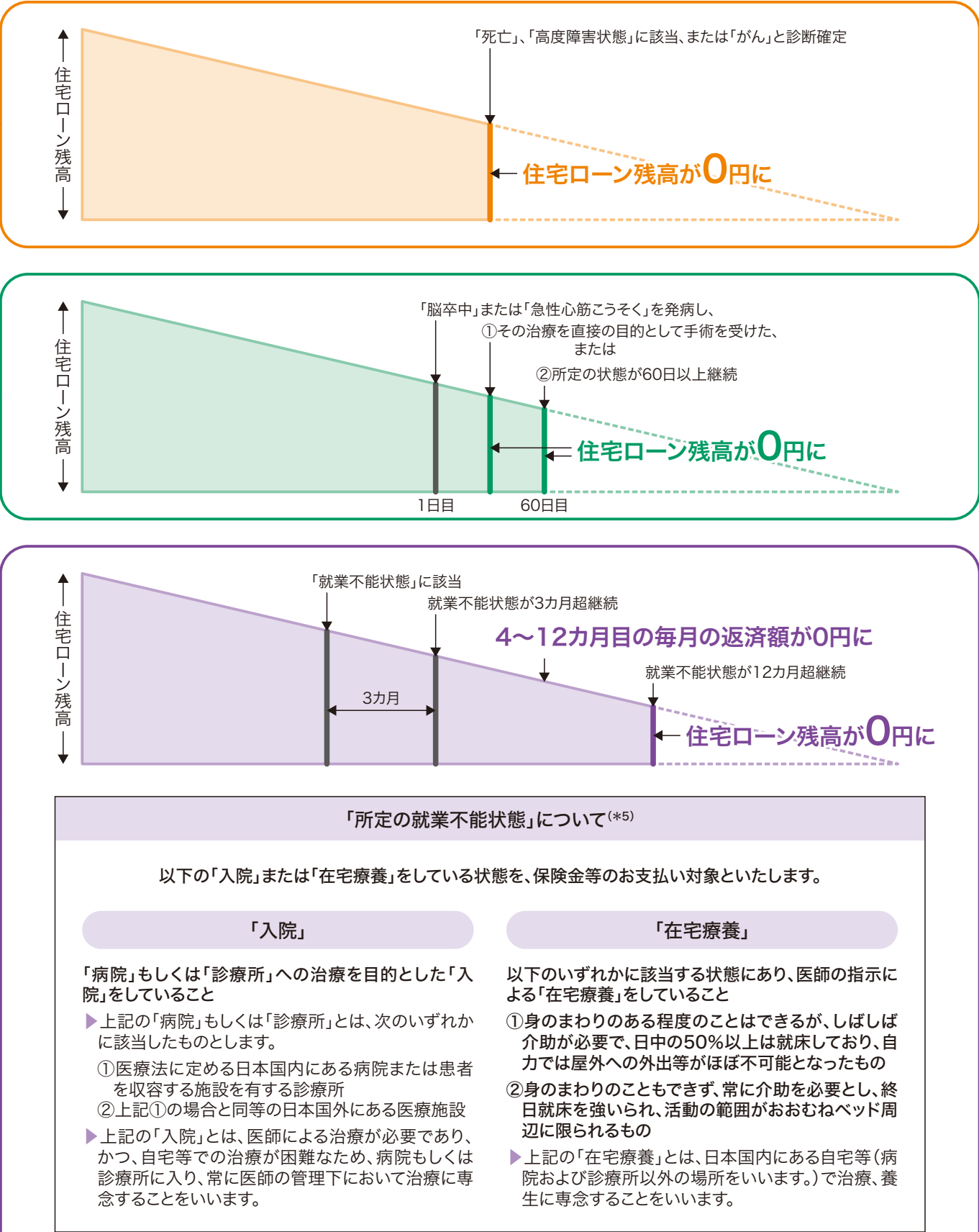


(備考)

- ※1 「所定の高度障害状態」とは、次のいずれかの状態のことをいいます。①両眼の視力を全く永久に失ったもの、②言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったもの、③中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの、④胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの、⑤両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの、⑥両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの、⑦1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの、⑧1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
- ※2 「所定の悪性新生物」および「診断確定」につきましては、別資料「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の『契約概要 3.保険金等の支払いについて』および『3大疾病保険金のお支払対象となる悪性新生物・急性心筋こうそく・脳卒中』をご参照ください。なお、所定の悪性新生物には、上皮内がん、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんは含まれません。
- ※3 「病院または診療所において手術を受けたとき」の「病院または診療所」および「手術」の詳細につきましては、別資料「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の『契約概要 3.保険金等の支払いについて』をご参照ください。
- ※4 「所定の脳卒中」、「所定の急性心筋こうそく」、および、それらを原因とする「所定の状態」につきましては、別資料「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の『契約概要 3.保険金等の支払いについて』および『3大疾病保険金のお支払対象となる悪性新生物・急性心筋こうそく・脳卒中』をご参照ください。
- ※5 「所定の就業不能状態」の詳細につきましては、別資料「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の『契約概要 3.保険金等の支払いについて』および『長期就業不能保険金および就業不能給付金のお支払対象とならない精神障害、薬物依存』をご参照ください。

お支払いのイメージ

お支払事由により、該当する時期やお支払いの対象となる金額は異なります。



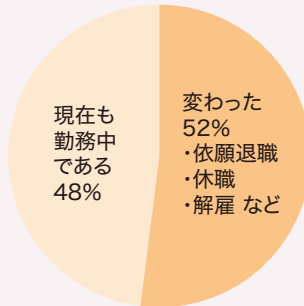
※5は左頁の備考を参照

万が一への備え(死亡・高度障害)

3大疾病への備え

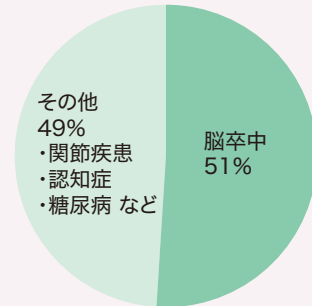
病気やケガへの備え

がん罹患後の就労状況
(会社等にお勤めの方)



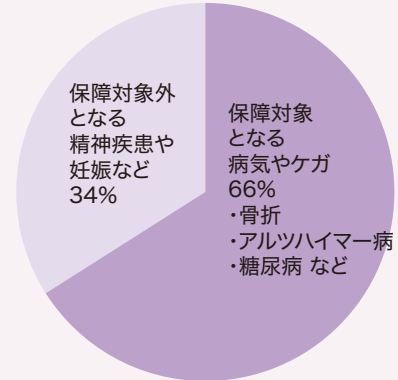
出典:厚生労働科学研究費補助金、
厚生労働省がん研究助成金
「がんの社会学」に関する合同研究班
(主任研究者 山口 健) (平成16年)より
明治安田生命保険(相)が作成

介護が必要となった主な原因
(40～64歳)



出典:厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成22年)

長期入院(4カ月以上)となる
病気やケガ(3大疾病を除く)



厚生労働省「患者調査」(平成23年)より
明治安田生命保険(相)が作成

返済プラン(例)

例えば…

借入金額:1,000万円、
借入期間:35年、
返済方法:元利均等返済(毎月返済のみ)の場合
※返済期間中、ご融資金利が変わらないものと仮定して試算しています。
※表示金利は2019年9月の適用金利です。

地銀協ライフサポート団信制度

ご融資金利は当行所定の
住宅ローン金利 + 年0.25%となります。

地銀協ライフサポート団信制度
保障なし

住宅ローン
年1.45%
(10年固定金利)

毎月の返済額 30,374円

地銀協ライフサポート団信制度
保障あり

年0.25%

住宅ローン
年1.45%
(10年固定金利)

毎月の返済額 31,607円

月々1,233円で安心をもっとプラス

住宅ローンについて

【商品概要】《ご利用いただける方》①お申込み時の年齢が満20歳以上満71歳未満で完済時満80歳未満の方(ただし、満80歳の誕生月の前月末までとします。)②勤続(営業)年数が3年以上の方(3年未満の方もご相談いただけます。)③安定した収入のある方④保証会社の保証が受けられる方⑤団体信用生命保険に加入できる方 ※個人事業主の方や会社役員の方については、スピード審査の対象とならず審査に一週間程度必要となる場合があります。《お使いみち》①ご本人さままたはご本人さまと生計・居住を共にするご家族の方が居住される目的で、土地、建物(マンション・中古住宅を含む)を取得される資金およびそれに伴う諸費用(基本諸費用資金として「登記費用、火災保険料、保証料」用にご利用いただけます。また、その他の費用についてもご相談いただけます。)②他行、他社で現在ご利用中の住宅借入資金のお借り換え資金(但し、当行でご利用中の住宅ローンをお借り換えすることはできません。)③ご自宅のリフォーム全般に関する資金(ご自宅の増改築のほか、修理、改装、バス、トイレの改良、システムキッチン等の購入を含む住まいのリフォーム費用等)《ご融資限度額》50万円以上1億円以内(10万円単位)までで住宅取得資金および住宅取得に関わる諸費用の範囲内《ご融資期間》35年以内《ご返済方法》毎月元利均等分割返済(ご融資金額の50%以内を限度として、ボーナス時増額返済併用可)《保証人》保証会社の保証がつきますので、原則不要です。※保証会社が必要と認めた場合は、保証会社に対する連帯保証人が必要となります。※担保を提供される方は、保証会社に対する連帯保証人となっていたください。《保証料率》年0.20～年0.40% 保証期間や取扱い条件に応じた所定の保証料をお支払いいただきます。借入金額・借入期間・年収に対する借入金額の倍率・保証料支払方法等により、支払保証料は異なります。(例)借入金額1,000万円・借入期間20年・元利均等返済方式、一括前払い型の場合は、168,290円～336,610円 ※住宅ローン借入金額が申込ご本人さまの前年年収の6倍を超過する場合、適用する保証料率が「所定の保証料率+年0.10%」となる場合があります。お含みおきください。《取扱手数料》一件につき一律55,000円(内消費税等5,000円)なお金利タイプセット型の場合11,000円(内消費税等1,000円)※が別途必要となります。※ご本人さまのみでの借入の場合《担保》百十四総合保証株がご融資対象物件を含む土地・建物に第1順位の抵当権を設定します。《繰上返済手数料》固定金利の場合は、繰上返済金額に応じた手数料「5,500円～55,000円(内消費税等500円～5,000円)」、変動金利の場合は、当初借入後の経過期間に応じた手数料「0円～5,500円(内消費税等0円～500円)」が必要となります。※別途、保証会社にお支払いいただく手数料「11,000円～22,000円(内消費税等1,000円～2,000円)」が必要となります。《延滞損害金》14.0%(年利率) 2019年10月現在

一般社団法人全国地方銀行協会 ライフサポート団信制度の概要

特 徴	地銀協ライフサポート団信制度は、団体信用就業不能保障保険と3大疾病保障特約付団体信用生命保険をあわせた制度です。この2つの保険は、一般社団法人全国地方銀行協会を保険契約者、会員銀行（以下、銀行といいます）を保険金等受取人とし、銀行から融資を受けている賦払債務者を被保険者とする保険契約で、被保険者が保険期間中にお支払事由に該当された場合に、生命保険会社が所定の保険金等を保険金等受取人である銀行に支払い、その保険金等を被保険者の債務の返済に充当するしくみの団体保険です。				
対 象 と な る 住 宅 ロ ー ン	114スピード住宅ローン、114リフォームローンワイド、114セカンドハウスローン				
保 険 金 等 名 称	死亡 保険金	高度障害 保険金	3大疾病保険金	長期就業不能保険金	就業不能給付金
ご 利 用 いただける方	○新規に百十四銀行で住宅ローンをご契約の方（被保険者）で、お申込み時（加入時）の年齢が満20歳以上満50歳以下、完済時満75歳未満の方（ただし、満75歳の誕生日の前月末までとします。）で団体信用生命保険にご加入できる方 ○百十四総合保証（株）の保証が受けられる方 ○適用保証料率が年0.20%、0.30%の方				
保 険 金 額 等	保険金額は債務残高に応じて定まり、債務の返済に応じて変動（通減）します。加入申込者一人あたりの保険金限度額は、他の会員銀行からの借入も含めて、「地銀協ライフサポート団信制度」、「地銀協3大疾病団信制度」および「地銀協住宅ローン団信制度」を通算して1億円となります。				給付金額は、当該給付金の支払事由に該当された日以後1カ月以内に到来する約定返済日における予定返済額となります。
保 険 金 額	①114スピード住宅ローンは、50万円以上1億円以内まで ②114セカンドハウスローンは100万円以上1億円以内まで ③114リフォームローンワイドは100万円以上5,000万円以内まで ※いずれも当行が定める条件の範囲内（10万円単位） ※お借入金額が5,000万円を超える場合は医師の診断書が必要となります。				
上 乗 せ 利 率	当行所定の住宅ローン金利 + 年0.25%				
保 険 金 等 が 支 払 わ れ な い 場 合	○告知義務違反による解除 ○詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合 ○重大事由による解除の場合（反社会的勢力に該当すると認められたときなどを含みます。）				
（被保険者が 右記のような 事由に該当する 場合には、 保険金等をお 支払いできな いことがあります。）	○保障開始日より前に発生した傷害や疾病を原因として高度障害状態や就業不能状態、急性心筋こうそく・脳卒中になられたとき（その傷害や疾病について告知いただいたうえでご加入されたとしても、お支払いの対象とはなりません。）				
	○保障開始日から1年以内に自殺されたとき ○被保険者の故意により高度障害状態になられたとき ○保険契約者または保険金受取人の故意により死亡または高度障害状態該当されたとき ○戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態該当されたとき	○保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患していたと診断確定されていたとき（被保険者ご本人がその事実を知っているといないとにかかわらずお支払対象外です。） ○保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されているとき ○保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められるとき（再発・転移等ではなく新たに原発した悪性新生物と診断確定された場合は、お支払いの対象となります。）	○保険契約者、被保険者または保険金等受取人の故意または重大な過失 ○被保険者の犯罪行為 ○被保険者の精神障害（※） ○被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ○被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故 ○被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ○被保険者の薬物依存（※） ○被保険者の妊娠、出産 ○頸部症候群（いわゆる「むちうち症」、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの（その症状の原因の如何を問いません。） ○地震、噴火または津波 ○戦争その他の変乱 （※）お支払対象とならない精神障害および薬物依存については、別資料「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の『長期就業不能保険金および就業不能給付金のお支払対象とならない精神障害、薬物依存』をご参照ください。		
保 障 開 始 日	融資実行日（債務引受の場合は債務引受日）または生命保険会社にご加入を承諾した日のいずれか遅い方の日となります。				
これらの契約 からの 脱 退	○融資を受けた銀行の賦払債務者でなくなったとき ○融資について期限の利益を失ったとき ○保険金のお支払事由に該当したとき ○所定の年齢に達したとき				
保 険 料	百十四銀行がお支払いいたします。				
保険正式名称	3大疾病保障特約付団体信用生命保険			団体信用就業不能保障保険	
引受保険会社	複数の生命保険会社による共同引受 （事務幹事会社：明治安田生命保険相互会社）			明治安田生命保険相互会社	

重要事項のご説明について

上記「一般社団法人全国地方銀行協会 ライフサポート団信制度の概要」は、地銀協ライフサポート団信付住宅ローンに付帯される保険の概要を説明したものです。保険金のお支払いには条件がございます。ご加入にあたってのより詳しい保険の内容の説明については、「申込書兼告知書」に添付の「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」、および、「申込書兼告知書」裏面の「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付団体信用生命保険のご説明」を必ずお読みいただき、保障内容の詳細をご確認ください。ご不明な点については「申込書兼告知書」に添付の「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」に記載の各お問い合わせ先へご連絡ください。※ここでの保険に関する説明は、百十四銀行が保険契約者としての立場から、ローン契約者の皆さまの便宜のため、自発的に行っております。いわゆる保険募集のための説明ではありません。

最新の情報は

114 住宅ローン

検索



114コンサルティングプラザのご案内

コンサルティングプラザでは(土・日・祝日)もご相談・お手続きをお受けしています。
どうぞお気軽にお問い合わせください。

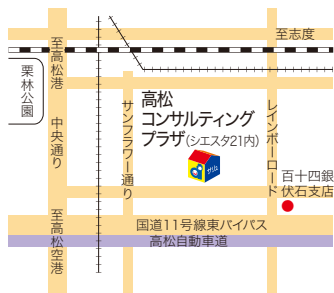
高松コンサルティングプラザ

高松市伏石町2122番地1(シエスタ21内)

TEL 087-869-2114

FAX 087-869-2215

営業時間/平日・休日(土・日・祝日)10:00~18:00
(水曜定休日)



中讃コンサルティングプラザ

丸亀市田村町1745番地1

TEL 0877-21-3114

FAX 0877-21-3116

営業時間/平日・休日(土・日・祝日)10:00~18:00
(水曜定休日)



岡山コンサルティングプラザ

岡山市北区上中野1丁目19-51ストック1ビル1F

TEL 086-245-1481

FAX 086-245-1483

営業時間/平日・休日(土・日・祝日)10:00~18:00
(水曜定休日)



倉敷コンサルティングプラザ

倉敷市新田2534-1

TEL 086-424-2114

FAX 086-424-2141

営業時間/平日・休日(土・日・祝日)10:00~18:00
(水曜定休日)



【当行が契約している指定紛争解決機関】

一般社団法人全国銀行協会／連絡先: 全国銀行協会相談室 TEL: 0570-017109または03-5252-3772

◎ローンのお申込みに際しては、当行及び当行指定の保証会社の審査がございます。審査の結果によっては、お申込みをお断りすることがございます。ご了承ください。

◎商品や金利・ローン返済額の試算等についての詳細は、各コンサルティングプラザまたは各営業店窓口までお気軽にお問い合わせください。またお客さまのご要望に応じて「説明書」をお渡しいたします。

114 BANK

<https://www.114bank.co.jp/>